

採血基準・問診

採血基準は、献血者等の健康を保護するために定められるものであり、血液法の施行規則で規定されています。具体的には、献血の種類（15 ページ参照）ごとに、年齢、体重、最高血圧、ヘモグロビン濃度（血色素量）、年間総採血量、採血間隔等の要件が定められています（表3-1）。

貧血の方や妊娠中の方等を含めて、採血により健康が悪化するおそれのある方から採血することはできません。

これまで献血対象者を拡大するため、献血可能年齢等について、随時見直しがなされており、平成 23 年 4 月には、400mL 全血献血の下限年齢の引き下げ、血小板成分採血の上限年齢の引き上げ等の改定がなされました。

また、問診では、この採血基準に適合しているかを確認するため、循環器系の疾患等の既往歴についてお尋ねするほか、血液製剤の安全性の向上のため、血液を介して感染するおそれのある疾患の既往歴をお尋ねしています。

実際の問診票は採血事業者が作成していますが、旧厚生省の血液問題検討会安全性専門委員会で取りまとめられた「輸血用血液製剤の安全性に関する報告書（平成 7 年 6 月）」を基に作成され、以後、適宜改定が加えられました。

表3-1 採血基準^{※1}

項目	全血献血		成分献血	
	200mL 献血	400mL 献血	血漿成分献血	血小板成分献血
1回採血量	200mL	400mL	600mL 以下（体重別）	
年齢	※2 16歳～69歳	※2 男性 17歳～69歳 女性 18歳～69歳	※2 18歳～69歳	※2 男性 18歳～69歳 女性 18歳～54歳
体重	男性 45kg 以上 女性 40kg 以上	男女とも 50kg 以上	男性 45kg 以上 女性 40kg 以上	
最高血圧	90mmHg 以上			
血色素量 (ヘモグロビン濃度)	男性 12.5g/dl 以上 女性 12g/dl 以上	男性 13g/dl 以上 女性 12.5g/dl 以上	12g/dl 以上 (赤血球指数が標準域にある女性は 11.5 g/dl 以上)	12g/dl 以上
血小板数	—	—	—	15万/ μ l 以上
1年に採血できる回数 ^{※3※4}	男性 6 回以内 女性 4 回以内	男性 3 回以内 女性 2 回以内	血小板成分献血 1 回を 2 回分に換算して 血漿成分献血と合計で 24 回以内	
1年に採血できる総採血量 ^{※3※4}	200mL 献血と 400mL 献血を合わせて 男性 1,200mL 以内、女性 800mL 以内	—	—	—
共通事項	次の者からは採血しない ①妊娠していると認められる者、又は過去 6 か月以内に妊娠していたと認められる者 ②採血により悪化するおそれのある循環器系疾患、血液疾患その他の疾患にかかっていると認められる者 ③有熱者その他健康状態が不良であると認められる者			

※1 採血基準は、献血にご協力いただける方の健康を保護するために、国が定めたもので、採血の実施は、医師が問診結果等を踏まえて総合的に判断します。

※2 65歳から 69歳までの方は、60歳から 64歳までに献血の経験がある方に限られます。

※3 期間の計算は採血を行った日から起算します。

※4 1年は 52 週として換算します。

ています。現在、平成 23 年 4 月 1 日に改定された 23 の問診項目が使用されています。

輸血用血液製剤の安全性を確保するため、献血希望者の海外渡航歴や海外滞在歴を問診で確認しています。平成 15 年 6 月から、異常プリオントンパンク感染症（変異型クロイツフェルト・ヤコブ病等）対策として、欧州全域に昭和 55 年以降長期滞在した方からの採血を制限し、平成 17 年 6 月からは、英国に滞在した方についての措置の強化等を行っています（47 ページ参照）。

また、平成 16 年 8 月から、米国等で流行しているウエストナイル熱を含む輸入感染症対策として、海外から帰国後 4 週間を経過していない方からの採血を制限しています。さらに、過去に輸血や臓器移植を受けた方に加え、平成 18 年 10 月からは、ヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤を使用している方からの採血も制限しています。

問診の項目と、項目ごとの意義については、65 ページからの解説をご覧下さい。

さらに、問診票に基づく問診に加え、平成 24 年 10 月より、シャーガス病に感染した方からの輸血感染を防止することを目的として、①中南米出身、②母親が中南米出身、③中南米に通算 4 週間以上の滞在歴について問診し、該当する献血者の血液は安全とされる血漿分画製剤の原料にのみ使用するという安全対策をとっています。平成 28 年 8 月からは、①中南米諸国で生まれた又は育った、②母親又は母方の祖母が中南米諸国で生まれた又は育った、③中南米諸国に連続して 4 週間以上滞在又は居住したことがあるかを確認し、いずれにも該当せずに安全性の確認された献血血液については、血漿分画製剤の原料血液に加え、輸血用血液製剤の原料血液としても使用しています。詳しくは、輸血用血液製剤の感染症報告（44 ページ）を参照下さい。

（採血の間隔）^{※5}

前回の献血	今回の献血		成分献血			
	200mL 献血	400mL 献血	血漿成分献血	血小板成分献血 ^{※6}		
200mL 献血	男女とも 4 週間後の同じ曜日から					
400mL 献血	男性は 12 週間後、女性は 16 週間後の同じ曜日から		男女とも 8 週間後の同じ曜日から			
血漿成分献血	男女とも 2 週間後の同じ曜日から					
血小板成分献血	男女とも 4 回実施した場合には次回までに 4 週間以上あけてください。					

※5 期間の計算は献血を行った日から起算します。

※6 血漿を含まない場合には、1 週間後に血小板成分献血が可能になります。ただし、4 週間に 4 回実施した場合には次回までに 4 週間以上あけてください。

このような採血前の検査・問診により、採血できないとされた人数の推移を図3-4に示します。

「血液比重・ヘモグロビン濃度不足」は、本採血前の血液検査の結果、血液比重又はヘモグロビン量が採血基準に足りないと判断された方です。

「問診①」は、問診の際に輸血歴、HBV・HCV・HIVの持続保有者（キャリア）、欧州での長期滞在経験などの項目に該当することが判明したため、採血できないと判断された方です。毎年度2万人程度で推移しています。「問診②」は、問診により海外渡航の直後などに該当することが判明したため、その時点での採血はできないものの、期間を置いて感染症等の疑いがなければ採血できると判断された方です。最近は減少傾向にあり、平成

30年度は約88,000人で10年前の約半分になっています。「その他」は、以下の項目に該当する方です。こちらも年々減少しており、平成30年度は約20万人でした。

1 服薬：注射又は服薬の状態が問診の基準を満たさない場合

2 事前検査：血液検査（ヘモグロビン濃度以外）、血圧等で不適の場合

3 1, 2以外：年齢、体重、採血回数、年間総採血量、採血間隔、希望者の意思変更、血管が細い等で不適の場合

なお、「血液比重・ヘモグロビン濃度（血色素量）不足」以外の項目においては、男女間に大きな差はありません。

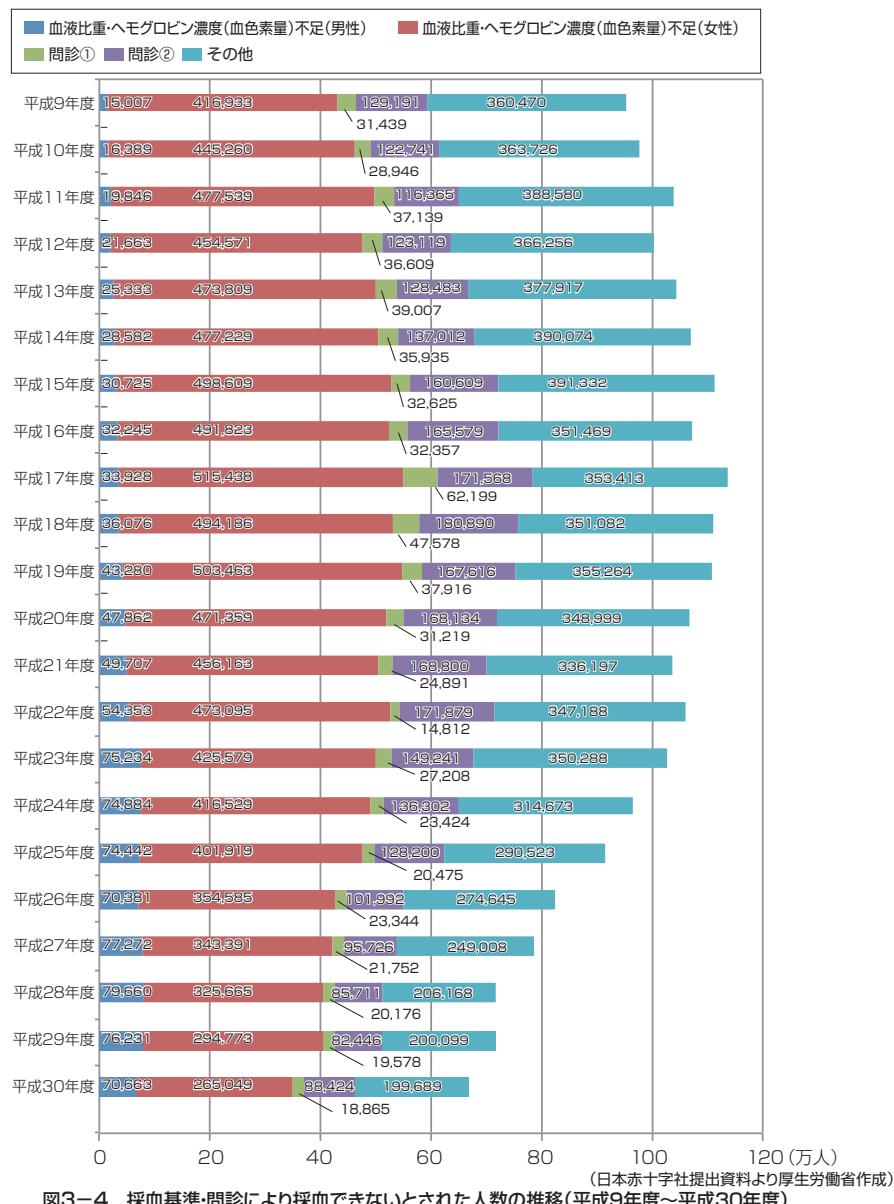


図3-4 採血基準・問診により採血できないとされた人数の推移(平成9年度～平成30年度)